

役員等報酬等支給基準

平成 29 年 4 月 1 日
社会福祉法人仙慈会

役員（理事・監事）

役員報酬などの支給の基準

理事会 1 回開催につき理事・監事 1 名に 10,000 円支給

理事・監事 1 名に、 1 年間の開催数×10,000 円＝支給金額

評議員

評議員報酬などの支給の基準

評議員会 1 回開催につき評議員 1 名に 10,000 円支給

評議員 1 名に、 1 年間の開催数×10,000 円＝支給金額